附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中所得税法施行令第一条の二の改正規定、同令第二条の三第二項第二号の改正規定、同令第百七十条の三第二項第二号の改正規定、同令第二百二十二条の二第一項第二号ロの改正規定、同令第二百二十五条の二の改正規定、同令第二百二十五条の五第三号の改正規定、同令第二百七十九条第二号の改正規定、同令第二百八十二条第三号の改正規定、同令第二百九十二条の九第二項第一号の改正規定、同令第三百四条の改正規定及び同令第三百三十条第四号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定　平成三十一年一月一日

二　第一条中所得税法施行令第百八十二条の二第六項の改正規定（「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める部分に限る。）及び附則第十一条第二項の規定　平成三十一年十月一日

三　第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「第二百二十一条」を「第二百二十条の二」に改める部分に限る。）、同令第一条第二項の改正規定、同令第十一条第二項及び第十一条の二第二項の改正規定、同令第百六十七条の三の改正規定、同令第百六十七条の四第二号の改正規定、同令第百六十七条の五の改正規定、同令第二百五条第一項の改正規定、同令第二編第三章中第二百二十一条の前に一条を加える改正規定、同令第二百五十八条の改正規定（同条第三項第一号に係る部分を除く。）、同令第二百九十二条の六の次に一条を加える改正規定、同令第三百条（見出しを含む。）の改正規定並びに同令第三百六条の二（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三条、第九条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十八条及び第二十九条の規定　平成三十二年一月一日

四　次に掲げる規定　平成三十二年十月一日

イ　第一条中所得税法施行令第三百十九条第三号の改正規定、同令第三百十九条の二の改正規定、同令第三百十九条の四の改正規定及び同令第三百十九条の十二の改正規定

ロ　第二条の規定及び附則第二十七条の規定

五　次に掲げる規定　平成三十五年十月一日

イ　第一条中所得税法施行令第百八十二条の二第六項の改正規定（「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条第一項、第三項及び第四項、第三十条並びに第三十一条の規定

ロ　第三条の規定

六　第一条中所得税法施行令第七十二条第一項第三号の改正規定、同令第八十二条の二第一項第十二号の改正規定、同令第三百十九条の六第一項第三号の改正規定及び同令第三百十九条の十三（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第二十条の規定　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

（恒久的施設の定義に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第三条第四項第二号（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する政令で定める債券は、旧恒久的施設を有していなかった外国法人（同項第一号に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人をいう。以下この条において同じ。）が平成三十一年一月一日において新恒久的施設（改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二条第一項第八号の四（定義）に規定する恒久的施設をいう。以下この条において同じ。）を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人により同日前に国外において発行された債券の利子の全部又は一部が当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものである場合における当該債券とする。

2　改正法附則第三条第四項第三号に規定する政令で定める金額は、旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人が同日前に発行した同号に規定する割引債につき非居住者又は外国法人に対して支払をする租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十二の二第一項第一号（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する償還金の額のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に帰せられる部分の金額とする。

3　改正法附則第三条第四項第四号に規定する政令で定めるものは、旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した同号に規定する割引債の同号に規定する償還差益のうち、当該償還差益の金額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するものとする。

一　当該割引債の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の九の二第一項第一号イ（償還差益の金額等）に規定する社債発行差金

二　前号に掲げる金額のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額

4　改正法附則第三条第一項の規定により新法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における改正法附則第三条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた非居住者に係る租税特別措置法施行令及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法施行令第二十五条の十の五第一項（特定口座継続適用届出書等）	恒久的施設を有する非居住者が	旧恒久的施設を有していた非居住者（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第三条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた非居住者をいう。以下同じ。）が
	、恒久的施設を有する	、旧恒久的施設を有していた
租税特別措置法施行令第二十五条の十の五第二項	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
租税特別措置法施行令第二十五条の十の五第二項第一号及び第二号	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
租税特別措置法施行令第二十五条の十三の四第一項（出国届出書等）	恒久的施設を有する非居住者が	旧恒久的施設を有していた非居住者が
	恒久的施設を有する日の前日	旧恒久的施設を有していた非居住者が
租税特別措置法施行令第二十五条の十三の四第二項	恒久的施設を有する非居住者が	旧恒久的施設を有していた非居住者が
租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第十二項第二号（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）	恒久的施設を有する非居住者の	旧恒久的施設を有していた非居住者の
	恒久的施設を有する日の前日	旧恒久的施設を有していた非居住者の時